

広島県告示第二百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、令和六年三月二十一日までの間、縦覧に供する。

令和六年三月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三三四号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備考
	新	旧	
庄原市東城町川西字鐘鋳場五四六二番一地从先から庄原市東城町川西字新丁三二一番一七地先まで		八・四〇〇二 六・五〇	敷地の幅員 (メートル)  延長 (メートル)
	五八・八〇 一五・五〇〇 六・五〇	四一〇・六〇 二四九・八〇	
	ダブルウェイ		